

都道府県		市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			(1)就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)											(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)				(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)				(8) (7)の力の内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に転載	ウ. 就学案内の書籍に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時、学年末に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	ア. 申請締切を指定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年次当初から随時申請を受け付け	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の受付は、申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期初めから援助	オ. その他	ア. 申請を希望する者が教育委員会に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他	ア. 目につきやすいサイトや平易な文面での使用	イ. 漢字にはフリガナを付記		ウ. 援助対象となる目的の目安等を記載	エ. 各費目の採算年度間の採算額の記載	オ. 外国語の申請書の作成	カ. 外国語の申請書の作成	コ. その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	30	19	18	7	12	13	15	29	0	2	10	10					0	0	30	0	0	0				11	7	13	0	0	0	0	0				8	7	22	17	10	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
三重県	南伊勢町	○	○		○			○		○					○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

[illegible]

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																				2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び要要保護)										3. 家計急変世帯の認定について(要要保護)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																				(1) 当てはまるもの1つに○										(2) (1)のキの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		<中学校> (1) 実施・検討状況について							<中学校> (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。 イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							<中学校> (4) (1)でアと回答した場合の支給時期 (複数回答している場合は最初の時期)							<中学校> (5) (1)でウと回答した場合のその理由 (あてはまるもの全てに○)							ア 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定							イ 新たに認定基準等を整理し、その基準により認定							ウ 相談があった場合、事例に応じて個別に支援							エ 就学援助制度以外の経済的支援に							オ 新たに認定基準を整理し、その基準により対応中							カ 対象者がいない							キ 対象者がいない							その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		<中学校> (2) (1)の力の内容							ア 令和4年度(令和5年度新入学分)以前							イ 令和5年度(令和6年度新入学分)							ウ 令和6年度(令和7年度新入学分)以降							エ 未定							ア 以前							イ 8月							イ 9月							ウ 10月							エ 11月							オ 12月							カ 1月							キ 2月							ク 3月							ケ 4月初旬(入学式前)							ア 予算の確保が困難だから							イ 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから							ウ 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから							エ (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから							オ その他							<中学校> (6) (5)の工及びオの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
30	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	2	1	8	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	14	2	1	2	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
三重県	南伊勢町	○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		(1) 令和5年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.5倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	チ.特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	テ.その他	(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、市区町村住民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(3)(1)でツに○をした場合、市区町村住民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4)(1)でテと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
												係数(倍率)		係数(倍率)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																(2)補足事項											
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																											
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																											
		(1) 費目毎の援助額																																											
		学用品費																通学費																	修学旅行費										
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項						
30	30	29	2	2	5	5	5	22	22	0	2	29	2	2	4	4	4	23	23	0	0	7	6	6	1	1	1	0	0	0	1	29	20	20	9	9	9	0	0	0	1	7			
三重県	津市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	19550											
三重県	四日市市	○						○	25630			○						○	54060		○	○	6619									○	○	16543											
三重県	伊勢市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	14933											
三重県	松阪市	○						○	11630			○						○	54060		○	○	0							支給実績なし	○	○	17927												
三重県	桑名市	○						○	11630			○						○	54060												○			○	22690	17990									
三重県	鈴鹿市	○						○	11630			○						○	54060		○			○	40020	21082					○	○	17765												
三重県	名張市	○						○	11630			○						○	54060		○	○	16000								○	○	16169												
三重県	尾鷲市	○						○	11630			○						○	54060												○		○	22690	22690										医療費について、実績なし 学校給食費について、保護者実費の8割支給
三重県	亀山市	○						○	11630			○						○	54060		○	○	27900								○		○	22690	13363										学用品及び通学費：途中認定については月額 感染症まん延防止を目的とするワクチン接種に 要した費用：実績なし
三重県	鳥羽市	○						○	13900			○						○	54060		○	○	16614								○	○	20737												
三重県	熊野市	○			○	11630	11429				○							○	41000		○	○	0								○	○	26325												
三重県	いなべ市	○						○	11630			○						○	54060												○	○	10339												医療費・給食費については実績がありません
三重県	志摩市	○						○	11640			○						○	54060												○	○	31000												令和5年度予算計 上単価を記載。
三重県	伊賀市	○						○	11630			○						○	54060																										

[illegible]

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																														B. その他																		
		7. 令和5年度事業保護就学援助額																																																
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																
		(1) 費目毎の援助額																				(2)補足事項																												
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																		
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項											
30	30	30	2	2	5	5	5	23	23	0	3	30	2	2	4	4	4	24	24	0	0	7	5	5	1	1	1	1	1	1	0	2	30	21	21	9	9	9	0	0	0	1	9	0						
三重県	津市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	59192																
三重県	四日市市	○						○	36730			○						○	63000			○	○	15654									○	○	55405															
三重県	伊勢市	○						○	22730			○						○	63000														○	○	48875															
三重県	松阪市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0									支給実績なし	○	○	50938											校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和4年度の 実績なし。給食費については、給食の実施がないため該当なし。			
三重県	桑名市	○						○	22730			○						○	63000														○			○	60910	43707												
三重県	鈴鹿市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	34175							○	○	59146														
三重県	名張市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	32794										○	○	29234												校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和4年度の 実績なし。給食費については、給食の実施がないため該当なし。		
三重県	尾鷲市	○						○	22730			○						○	60000														○			○	60910	51935										医療費について：実績なし。 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)：R4年度実績なし。 学校給食費について：保護者実費の8割支給		
三重県	亀山市	○						○	22730			○						○	63000			○						○	8000					日本語が話せない等の理由により 拠点校通学して いるものの内、バ ス通学の生徒に 対しては実費で 支給しています。	○			○	60910	53340								学用品及び通学費：途中規定については月額 校外活動費(宿泊あり及びなし)。実績なし。 感染症まん延防止を目的とするワクチン接種に 要した費用：実績なし		
三重県	鳥羽市	○						○	25000			○						○	60000			○	○	22972										○	○	62099														
三重県	熊野市	○			○		22730	22125				○						○	50000			○	○	0										○	○	51612														
三重県	いなべ市	○						○	22730			○						○	63000			○												○	○	54753												医療費・給食費については実績がありません		
三重県	志摩市	○						○	22740			○						○	63000															○	○	74000												令和5年度予算計 上単価を記載。		
三重県	伊賀市	○						○	22730			○						○	63000															○	○	57249													郊外活動費(宿泊を伴う物もの)については支 給実績なし 給食費は無償化により支給なし	
三重県	木曽岬町	○			○		22730	21215				○			○	60000	53333																	○			○	60910	60910										実績ありません	
三重県	東員町	○						○	22730			○						○	63000																○	○	61500												給食費は、例年4,500円×11カ月＝49,500円の 支給だが、R5年度は7月から1月の給食費は無 償化にするため、5カ月分の支給となる。	
三重県	菰野町	○						○	23190			○						○	60000																○	○	57152													
三重県	朝日町	○						○	22730			○						○	63000																○	○	5987													
三重県	川越町	○						○	22730			○						○	63000																○			○	58000	54950										【学校給食費】ミルク給食分(全員対象：4,500 円)＋デリハリー給食分(利用者のみ対象：平均 10,244円)
三重県	多気町	○						○	※	1年：22,740円 2・3年：25,010円		○					○	60980																	○	○	58523													
三重県	明和町	○	○		22730							○	○		60000																				○	○	55000													
三重県	大台町	○						○	22740			○						○	57980																○	○	44495												医療費については、実績がありませんでした。 給食費については、令和4年度より学校給食無 償化となり、保護者負担額が0円となったため、 今回の調査の支給平均額は0円としてありま す。	
三重県	玉城町	○						○	22130			○						○	60000																○			○	60910	29477										
三重県	度会町	○			○		22730	22730				○			○	60000	60000																		○			○	60000	60000										
三重県	大紀町	○	○		22730							○	○		63000																					○	○	37370												

[illegible]